

## ◆2017 年度活動報告

### (1) 障害者基本法

障害者基本法は2011年に改正されたが、差別や合理的配慮の定義が明記されなかったこと、障害女性への複合的差別、精神障害者の長期入院問題、「可能な限り」といった限定的な文言が随所にみられるなど、多くの重要課題が残されている。

さらに、附則第二条（検討）には、「国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という規定が明記されているが、すでに7年が経過している。政府からの具体的な法改正に向けた動きもなく、棚ざらしの状況が続いている。そこで、現行法の問題点を具体的に反映させた DPI 基本法改正試案を作成した。さらに、この試案をベースに、全国集会や政策論で断続的に政策委員会の委員を迎えての意見交換、関係国会議員の協力を得ての関係機関との意見交換、ホームページ掲載による意見募集等、幅広い意見を反映させたことにより、より現実的且つ具体的な DPI 基本法試案第3案まで更新公開することができた。

このことで政策委員会においては佐藤事務局長が委員として参加し、基本法改正の意見を提起、他の委員からも改正の提起がなされたことは、大きな成果である。

### (2) 精神障害者の人権と地域生活の確立

厚労省は2016年7月26日に起きた相模原障害者殺傷事件を受け、措置入院者の退院後支援に警察の参加が予定されている、精神障害者支援地域協議会等を再発防止策として盛り込んだ、精神保健福祉法改正案を2017年2月、国会に提出した。4月の参議院での審議中に、DPIをはじめ、障害者団体等からの「精神障害者のプライバシーの侵害および、治療とは真逆の防犯や治安維持の考えに基づく精神障害者への冒涇であり、人権蹂躪である」との厳しい批判を受けて、厚労省は、相模原障害者殺傷事件の被告が措置入院の体験者である事実と事件との因果関係については明らかでないことを認め、改正趣旨説明文を全文削除した。9月の衆議院解散にともない改正案は廃案となり、第196回通常国会への上程も見送られた。

## ◆2018 年度活動方針

### (1) 障害者基本法

実定法である差別解消法、障害者虐待防止法、総合支援法等に我々の考えを盛り込ませるためには、重要施策の方向性等の理念を定める障害者基本法をどれだけ権利条約に沿った形で改正できるかが必要不可欠であり、今後に大きな影響を与えることになる。しかも2016年4月施行の差別解消法の3年後見直し規定もあることから、秋の臨時国会（10月）へ法案提出を目標とし、急がなければならない。そのためには、全国から改正の必要性の機運を高めることが最も重要である。具体的には、8月から10月にかけて、愛知、大阪、熊本、北海道、東京の計5ヶ所でタウンミーティングを開催する。また、加盟団体を中心に学習会の開催、地元選出国會議員へのロビーイング、地方議会からの意見書提出等、地域の実情に即した幅広い活動を行っていく。この地域での活動内容をホームページに掲載することで、さらなる各地域での取り組みを盛り上げていく。

また DPI 基本法改正試案も同時にさらなるバージョンアップおよび各地域における学習会、タウンミーティングで使用できるよう、わかりやすくまとめた障害者基本法改正テキスト「権利条約の時代にふさわしい基本法を！」（仮称）を作成する。

### (2) 障害者虐待防止法

2012年10月障害者虐待防止法が施行されたにもかかわらず、養護者（家族、親族、同居人等）・障害者福祉従事者等・使用者を合わせた相談、対応件数は、7,466件（平成28年度厚生労働省「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書）と非常に高い数値となっている。しかも、この法律の大きな問題点は、学校、保育所等および医療機関等は、通報義務の対象になっていない。そのため、法的根拠にもとづく取り組みもなされないため、重大な人権侵害が後を絶たない。また前述した障害者基本法同様、附則に3年後見直し規定があるものの、改正の動きは見られない。そこで、所管庁である厚労省との話し合い、関係国會議員との懇談等を粘り強く続けていく。

### (3) 精神障害者の人権と地域生活の確立

「Nothing About Us Without Us」（私たち抜きで、私たちのことを決めないで）という「障害者権利条約」の理念を遵守することこそ、精神障害者の人権と地域生活の確立の基盤である。隔離収容主義を根幹とした日本の精神医療福祉は、多くの精神障害者を精神科病院に隔離収容し、地域社会にあっては排除するという過酷な人生被害を精神障害者に与えてきた。日本国憲法や権利条約に違反している。措置入院・医療保護入院という強制入院は廃止しなくてはならない。本人の同意なくしての治療や支援も本来は許されない。同意が取れないまま、治療や支援を行わなければならない時は、一層の配慮と謙虚さが治療者・支援者に求められる。DPI は当事者団体として関係者と協働して、日本国憲法や障害者権

利条約を遵守し、精神科特例も強制医療も身体拘束も社会的入院も欠格条項を、廃止すべく運動していくことこそ急務である。また寝屋川事件や三田市事件など何十年と座敷牢のようなところに閉じこめられ、寝屋川事件の被害者女性は死亡している。このような精神障害者に対する無知・無理解からくる社会的排除をなくす活動も展開しなければならない。そして精神障害者の希望や意見を尊重して、精神障害者が人権を確立し、地域自立生活を形成するために必要な社会制度や福祉サービスの整備に取り組む。